また、直轄事業負担金制度を廃止した場合における直轄事業に対する地方自治体の意見の反映については、地方自治体の意見を十分に聞きつつ検討すべきである。

5　地域主権の範としての子ども手当等

若年層に対する福祉施策の充実の観点から、現在、政府が検討している「子ども手当」や「高校の実質無償化」等の実施に当たっては、地域主権の実現の観点からも試金石となるものであり、将来に禍根を残さないためにも、目指すべき地域主権の範たるものとなるよう制度設計を行うべきである。

これらの施策は、国の政策として打ち出されたものであり、行政責任明確化の観点からは国が責任を負うべきものである。また、これらは地方自治体に裁量の余地のない画一的な現金給付であり、現金給付は中央政府が責任を持ち、対人サービスの給付は地域の実情にあわせて住民に近いところで決定・実施するとの役割分担によるべきである。

こうした観点を踏まえ、地域主権を実現するための制度のあり方としては、子ども手当や高校の実質無償化については、全額国庫負担により実施し地方自治体の負担を求めるべきではない。

なお、これらの施策の運営を地方自治体が実施することとなった場合、その円滑な実施が図られるよう、地方自治体に対し事前に当該制度の十分な説明を行うとともに、その実施のための準備期間についても十分に確保すべきである。

また、現金給付の拡充に伴い、地方自治体における対人サービスを低下させることは適当ではなく、これまで通り対人サービスも十分に供給されるよう、それに要する財源を確保する必要がある。

6　国庫補助負担金の廃止・縮減

国庫補助負担金については、事務事業の廃止、縮小を行うことを基本として地方自治体の自主性・自立性の強化を図る見地に立って、その廃止、縮減を図り、税源移譲をはじめ、地方自治体が自由に使える財源を増やすことが重要である。その際には、国と地方の財政秩序を維持する観点から、単なる予算削減を目的とした国庫補助負担率の引き下げなど、国の財政負担を地方へ転嫁するようなことは厳に行わないようにすべきである。

先般の行政刷新会議ワーキンググループにおいては、「自治体の判断に任せる」、「地方移管」などの仕分けがなされた事業があり、地方自治体からは、地方自治体への負担転嫁などを不安視する声も出ている。

今後、予算編成に当たっては、十分に地方自治体とも協議をし、地方自治体に移管される事業等については、税源移譲など確実な財源措置を講ずるべきである。

また、特定疾患治療研究費補助金や幼稚園就園奨励費補助金等の国庫補助負担金等に係る地方自治体の超過負担については、その解消を図るべきである。

なお、地方自治体の自主的な行財政運営や行政の簡素効率化の観点から、国庫補助負担金に係る申請書類や事務手続きの簡素合理化を積極的に進めるとともに、交付決定及び資金交付を遅延することなく適正に行うべきである。

7　一括交付金化に向けた検討の視点

現在よりも地方自治体の自主性を強化し、自由度を拡大する改革として、国庫補助負担金を改め、基本的に地方自治体が自由に使える「一括交付金」の創設が検討されている。

この一括交付金の制度設計に当たっては、まずは、現行の補助金所管省庁の関与が残らないようにすべきである。また、地方自治体の意見も踏まえながら、地方自治体が必要とする事業の執行に支障が生じないよう、必要な総額を確保する必要がある。

さらに、その交付基準は、基本的に客観指標によるべきであるが、その策定に際しては、地域間の格差是正の観点から財政力、社会資本整備の状況等を考慮するとともに、継続事業の執行に支障が生じないように配慮すべきである。

なお、社会保障など義務的な性格のものについては、その必要額を確実に確保すべきである。

8　公債費負担の軽減と地方債資金の確保

極めて厳しい地方財政の状況の下、地方自治体等の強い要望を踏まえ、公的資金の補償金免除繰上償還により、引き続き高金利地方債の公債費負担の軽減に取り組む必要がある。

地方債資金については、地方自治体が地域の活性化に積極的に取り組むことができるよう、一般市町村を中心に、所要の公的資金を確保すべきである。

同時に、資金調達は自らの権限と責任において行うべきであるという観点から、都道府県及び政令指定都市においては全国型市場公募地方債等による市場からの資金調達を一層推進するとともに、一般市町村においても住民参加型市場公募地方債の活用などにより、民間資金調達を充実することも求められる。

併せて、住民及び市場関係者の一層の理解が得られるよう、地方債に関する制度や商品性について、積極的にＩＲ活動等により情報提供を行う必要がある。

公営競技納付金制度は、地方公共団体金融機構の重要な財務基盤であり、全国的なレベルでの公営競技収益金の均てん化措置として、重要かつ有効な手段であることにかんがみ、平成23年度以降においてもその延長を図るべきである。

第四　「緑の分権改革」の推進等による自立する地域のサポート

1　「緑の分権改革」の推進

地域主権型社会を確立するためには、行財政制度のみならず、個々人の生活や地域の経済等における地域主権をも目指すべきである。

こうした観点に立てば、個々人の生活や地域経済における基本問題であるエネルギーや食料の供給構造も考慮した、地域主権型社会を確立していかなければならない。

「緑の分権改革」とは、それぞれの地域で様々な主体が協働・連携して、豊かな自然環境、地域において生産される食料、クリーンエネルギー、歴史文化資産等の地域資源や域内での資金循環等を最大限活用し、地域の活性化、絆の再生を図ることにより、「地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造」を「地域の自給力と富を生み出す力を高める地域主権型社会」へと転換することである。

こうした「緑の分権改革」を、地域主権改革の重要な柱として位置づける必要がある。

2　定住自立圏構想の推進

住民の生活実態やニーズに応じて、基礎自治体が自主的な協定を締結し、相互に役割分担して連携する「定住自立圏構想」を推進することにより、圏域全体で生活に必要な機能を確保して、地域住民の生命と暮らしを守ることが必要である。平成21年11月末時点では、36市が中心市宣言を行い、61市町村により12の定住自立圏が形成されており、全国の定住自立圏の取組状況を踏まえ、引き続き定住自立圏の取組に対する財政措置を講じるべきである。

3　切れ目のない過疎対策の推進

過疎地域自立促進特別措置法は、本年度末で失効するが、過疎地域においては、著しい人口減少と高齢化の進展、農林水産業の衰退、将来の維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、様々な困難に直面している。

こうした過疎地域の厳しい状況を踏まえれば、農林漁業の立て直し、産業の育成、医療をはじめとする暮らしの安心の確保などを図り、過疎地域が自立的・持続的な地域経営を行えるようにしなければならない。このため、それぞれの地域がその個性や資源を十分いかしながら、地域の活性化に向けた施策を積極的に展開できるよう、「コンクリートから人へ」という考え方も取り入れたソフト対策の充実も含め、立法措置に基づく切れ目のない過疎対策を講じていくことが必要である。

4　自主的市町村合併の円滑化

平成11年度以来、地方分権の担い手にふさわしい行財政基盤を有する基礎自治体を確立すること等を目的として、全国的に市町村合併が推進され、その結果、平成11年３月31日に3,232あった市町村数は1,742[*3]となり、全体として、市町村合併は相当程度進展している。

一方で、全国的な市町村合併推進運動は、開始後10年が経過し、従来と同様の手法を続けていくことには限界があると考えられることから、市町村の合併の特例等に関する法律の期限である平成22年３月末までで一区切りとすることが適当である。